

附属書 A- 製造・輸出入が禁止される水銀添加製品と禁止時期

次の製品は、この附属書から除外する。

- (a) 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- (b) 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- (c) 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器（リレー）、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- (d) 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- (e) 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

第 I 部：第 4 条 1 の規定の適用を受ける製品

製造・輸出入が禁止される水銀添加製品	製造・輸出入が許可されなくなる期限
電池（水銀含有量 2%未満のボタン型亜鉛酸化銀電池及び水銀含有量 2%未満のボタン型空気亜鉛電池を除く）	2020 年
スイッチ及び継電器（リレー）（極めて高い正確さの容量及び損出を測定するブリッジ並びに監視及び制御のための装置に用いる高周波無線周波数のスイッチ及び継電器であって、ブリッジ、スイッチ又は継電器当たりの水銀含有量が最大 20mg のものを除く）	2020 年
灯口当たりの水銀含有量が 5mg を超える 30 ワット以下の一般的な照明用のコンパクト型蛍光ランプ（CFLs）	2020 年
次のものに該当する一般的な照明用の直管蛍光ランプ（LFLs） (a) 電球当たりの水銀含有量が 5mg を超える 60 ワット未満の三波長型蛍光体を使用したもの (b) 電球当たりの水銀含有量が 10mg を超える 40 ワット以下のハロリン酸系蛍光体を使用したもの	2020 年
一般的な照明用の高圧水銀蒸気ランプ（HPMV）	2020 年
次のものに該当する電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）と外部電極蛍光ランプ（EEFL） (a) 電球当たりの水銀含有量が 3.5mg を超え、及び長さが 500 mm 以下のもの (b) 電球当たりの水銀含有量が 5 mg を超え、及び長さが 500 mm 超 1 500	2020 年

仮 訳

製造・輸出入が禁止される水銀添加製品	製造・輸出入が許可されなくなる期限
mm 以下のもの (c) 電球当たりの水銀含有量が 13 mg を超え、及び長さが 1 500 mm 超のもの	
化粧品（水銀含有量が 1 ppm を超えるもの）。肌の美白用石けん及びクリームを含むが、水銀を保存剤として使用する場合において効果的かつ安全な代替の保存剤が利用可能でないときは、眼の周囲の化粧品を含まない。	2020 年
駆除剤、殺生物剤及び局所消毒剤	2020 年
次に掲げる非電気式の計測器（水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において大規模な装置に取り付けられたもの又は高精密度の測定に使用されるものを除く） (a) 気圧計 (b) 湿度計 (c) 圧力計 (d) 温度計 (e) 血圧計	2020 年